

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	22 件

愛知国民年金 事案 3173 (事案 876 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

昭和59年4月から62年3月まで国民年金保険料の申請免除期間とされているが、免除を申請した覚えは無く、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。今回の申立てに当たり、当時、婦人会で役員をしていた方に、私が申立期間の保険料を納付していたことを証言してもらったので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期等の記憶が曖昧であること、ii) 申立人から提出された申立期間における関連資料(売上、仕入帳)を見ても、保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらないこと、iii) オンライン記録によると、申立期間に係る年度ごとの国民年金保険料の免除申請を行った年月日及びこれに対応する処理年月日が確認でき、その状況に不自然な点は見当たらず、A市の「国民年金被保険者台帳」においても、申立期間は申請免除と記載されていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は申立期間の保険料納付に係る証言者として、当時の婦人会役員を挙げているところ、その婦人会役員は、申立期間当時、申立人が居住していた地区の婦人会役員として国民年金加入者の保険料の徴収を行っていたが、夫婦に未納は一度も無く、国民年金の支払ができない家庭ではなかったと具体的に証言している上、A市によると、国民年金保険料の納付方法については、市から委託された婦人会を通じて納付する方法もあったとしていることから、申立人が婦人会を通じて申立期間の保険料を納付していたと

考えても不自然ではない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、国民年金被保険者台帳によると、昭和 36 年度から申立期間直前の 58 年度までの保険料の納付状況及び免除の状況は夫婦同一であると考えられ、夫は、申立期間の一部である昭和 59 年 4 月から 60 歳到達の前月である 60 年*月までの保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年8月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年8月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和52年1月に国民年金に任意加入し、その後、家庭の事情で58年9月に国民年金の加入をやめた。保険料は市役所の出張所か金融機関で納付しており、57年12月から58年3月までの保険料額は、合計2万880円であった。

昭和58年4月から同年8月までの保険料については、全て納付したものだと思っていたが、59年9月に社会保険事務所（当時）から未納の連絡通知が届いたため、急いで郵便局で、合計2万9,150円を納付した。

また、昭和61年1月から同年3月までの保険料は、同年1月に市役所で再び国民年金の加入手続を行った際に、合計2万220円を納付した。

このように保険料は納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の未加入期間が一部あるものの、申立期間を除く国民年金の加入期間において保険料の未納は無く、昭和52年1月からは国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものとみられるほか、申立期間は2期間合わせても12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和57年12月から58年3月までの保険料は市役所に対し現年度納付を行い、同年4月から同年8月までの保険料は社会保険事務所に対し過年度納付を行い、申立期間②の保険料は市役所に対し現年度納付を行ったと主張しているものとみられるところ、申立期間当時の

国民年金に関する保険料については、現年度保険料は市町村が取り扱い、過年度保険料は社会保険事務所が取り扱っていたことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする納付先とも符合している。

さらに、申立期間②については、申立人は昭和 61 年 1 月に、再度、国民年金に任意加入しており、加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続時期については覚えていないが、役場から勧奨を受け、父親がA町役場で国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の一部については、父親が申告した昭和45年分、46年分及び47年分の確定申告書(写し)があり、同申告書の社会保険料控除欄に国民年金保険料金額(45年は4,500円、46年は5,400円、47年は6,000円)が記載されていることから納付していたと思う。結婚後(50年4月)は、私が妻の分も一緒に、町の納付組織の集金で納めていた。加入後、集金とは別に保険料を2回まとめて2万円ぐらいを納めた覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、同様に申立人が自身の分と婚姻(昭和50年4月)後、一緒に保険料を納付していたとする妻も国民年金加入期間において、保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月29日にA町において払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って45年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、48年7月から49年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、これら期間の過年度保険料（1万1,400円）及び前述の申立期間のうち、48年7月から49年3月までの過年度納付が可能であった保険料（6,000円）をまとめて納付した場合の保険料額（1万7,400円）は、申立人が2回まとめて納付したと主張する金額（2万円ぐらい）と近似している。このため、保険料の納付意識の高かった申立人が過年度納付可能であった申立期間のうち、48年7月から49年3月までの保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和45年2月から48年6月までは時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、父親が記入した昭和45年から47年までの確定申告書（写し）を提出しているものの、i）これら確定申告書（写し）の社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料は、申立期間当時、家族のうち、唯一国民年金に加入していた母親の保険料月額の一入分の1年間の保険料額と一致していること、ii）45年の社会保険料控除欄の計上額4,500円は、当時、母親が既に35歳以上であったため、同年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付した場合の母親一人分の保険料額に一致するが、申立人の場合は、当時、35歳未満であったため、同年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料額は3,950円となることから、社会保険料控除欄の計上額とは相違すること、iii）前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできないことから、申立人が提出した確定申告書の社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料は、申立人に係るものと推認することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和45年2月から48年6月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万円、申立期間②は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与の記録が、年金額に反映されないものとなっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は6万円、申立期間②は25万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6510

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年10月及び同年11月は15万円、同年12月は14万2,000円、8年1月から同年9月までは17万円、同年10月から12年12月までは16万円、13年1月から14年11月までは17万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から14年11月まで
申立期間の標準報酬月額が、給与通知書の額よりもかなり低い額になっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年10月から同年12月までの期間、8年12月、9年4月、同年6月及び同年8月から14年11月までの期間については、申立人から提出された給与通知書により、申立人は、14万2,000円から19万円までの標準報酬月額に見合う給与額が支給され、15万円から17万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与通知書により確認できる保険料控除額又は給与額から、平成7年10月及び同年11月は15万円、同年12月は14万2,000円、8年12月、9年4月、同年6月、同年8月

から12年12月までは16万円、13年1月から14年11月までは17万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成8年1月から同年11月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票並びに上述の前後の期間に係る給与額及び保険料控除額の状況から判断すると、申立人は、同年1月から同年9月までは17万円、同年10月及び同年11月は16万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間のうち、平成9年1月から同年3月までの期間、同年5月及び同年7月については、申立人から提出された給与通知書により確認できる前後の期間に係る給与額及び保険料控除額の状況から判断すると、申立人は、当該期間においても前後の月と同額（16万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が給与通知書で確認できる給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月31日から同年11月1日まで

昭和21年4月から41年1月まで継続してA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された職歴証明書によると、申立人の同社B支店から同社C支店への異動は、昭和35年10月17日付けで発令されていることが確認できるものの、オンライン記録によると、申立人は、同社での全6回の転勤機会のうち、申立期間を除く5回において、いずれも職歴証明書に記載された異動発令日の翌月又は翌々月の1日付けで、被保険者資格を喪失及び取得している記録状況が確認できることから、申立期間についても、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和35年9月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和35年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成18年6月1日から同年8月1日まで及び19年7月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は51万円、申立期間③は40万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月から19年8月まで
② 平成18年7月18日
③ 平成19年7月25日

申立期間①について、給料支払明細書で確認できる給与額が「月給40万4,000円」とされており、年金記録の標準報酬月額（34万円）と異なっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、賞与支払明細書で確認できる賞与額が年金記録と異なっているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年6月、同年7月、19年7月及び同年8月につ

いては、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の事務担当者が届出を誤った旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年8月から19年6月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、当該期間における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は51万円、申立期間③は40万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の事務担当者が届出を誤った旨認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

A社には、昭和39年3月に入社し、52年9月まで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の在職証明書、同社の回答、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年6月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が残っていないため不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。その時の標準報酬月額は、同年の労使決定給与額どおりの1万4,000円である。その後、同年5月1日付けで同社B支店に配属となり、同日に同社同支店において資格取得した際の標準報酬月額が1万円となっているが、配属後に給与が減額になった記憶は無いので、正しい標準報酬月額（1万4,000円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人と同日の昭和38年4月1日にA社に入社し、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚11人のうち、申立人と同日の同年5月1日に同社B支店に配属され資格取得している5人の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に資格取得時より減額されているものの、その1か月後の同年6月1日に同社同支店に配属され資格取得している残り6人の標準報酬月額は、同社での資格取得時の標準報酬月額と同額であることが確認できる。同社は、「組合関係の資料により、昭和38年の高校卒業新入社員の給与額は1万4,000円であったことが確認できる。申立期間当時、支店配属後に降給させる社内規定は無かったことから、申立人の給与額は申立期間において1万4,000円以上であったと思われる。同じ入社日であるにも

かかわらず、支店配属時期により保険料控除額に差異を生じさせたとは考え難い。」と回答している。

また、申立人と同日にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚5人のうち、連絡が取れた4人は、いずれも「A社B支店配属時に給与額の減額は無く、給与額は1万4,000円であった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、総務を担当していた同僚は、「当社では、社員の社会保険料を安くするために低い標準報酬月額を届け出るようなことは行っていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（1万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は75万円、申立期間②は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月22日
② 平成20年12月22日

申立期間①及び②において、A社から賞与の支給があつたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は75万円、申立期間②は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付したか否か不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知国民年金 事案 3176

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年6月まで

私は、昭和37年6月から41年6月までは、実家のあるA市で病院に勤務していた。給料は封を切らずに母親に渡していたので、私が国民年金に加入していたか未加入であったのかは全く知らなかった。

ねんきん特別便が届き、初めて保険料が未納とされている期間があることを知り、年金事務所で相談したところ、母親が私を国民年金に加入させてくれた年月と、私が病院で勤務していた年月が同じであることが判明した上、母親についても同じ頃に国民年金に加入して保険料を納付していたことを知った。

そこで、当時の家族の生活を思い出してみたところ、夏の暑い日に半袖シャツを着たおじさんが自宅の玄関先に座り、母親は、そのおじさんと話をしながらお金を渡して通帳か手帳のようなものを受け取っていたため、私は、母親が何をしているのか気になり妹に尋ねると、それは「国民年金の集金のおじさんである。」と知らされた当時の出来事を思い出したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に他界していることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月頃にB市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられ、任意加入被保険者として加入手続以降の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、この加入手続が行われたと

みられる頃までは、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった病院に勤務していた期間と一致する国民年金の被保険者期間があることから、これを申立期間とし、当時、母親が申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思うとしている。オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の被保険者期間については、平成8年8月27日付けで、それまで国民年金に未加入とされていた申立期間が含まれる昭和36年*月（20歳到達時）から41年6月（厚生年金保険の被保険者資格を取得した前月）までの期間が国民年金の被保険者期間へと変更され、その後、36年*月から41年6月までの期間内に厚生年金保険の被保険者期間（37年5月25日から同年6月28日まで）が新たに判明したことにより、平成13年11月26日付けで、その前後に国民年金の被保険者資格に係る喪失及び取得が追加され、昭和36年*月から37年4月までの期間及び申立期間に当たる同年6月から41年6月までの期間の2つの国民年金の被保険者期間とされたことが確認できることから、これらの記録の整備には不自然な点は見当たらないことから、適正な事務処理であったと考えられる。

前記のことを踏まえると、申立期間が含まれる国民年金の被保険者資格を申立人が取得したのは平成8年8月であり、病院で勤務していた期間と国民年金の被保険者期間が一致したのは、13年11月であることから、これら両期間が一致することをもって、母親が申立期間に加入手続きを行い、保険料を納付していたことにはなり得ないほか、上記期間に係る記録の整備が行われたいずれの時点においても、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は、母親については、国民年金に加入して保険料が納付されていることから、自身の保険料が納付されていないことに疑問を抱いているが、上記払出簿検索システム及びオンライン記録によると、母親については、昭和37年3月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金の加入手続きが行われた後に保険料が納付されていたことが確認できる。これに対し、申立人については、上述のとおり、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから、加入手続きが行われていた母親とは状況が異なり、母親の保険料が納付されていることをもって、母親が申立人に係る保険料を納付していたとは推認することはできず、申立人が主張する国民年金の集金人は、納付記録が確認できる母親の保険料のみを集金していた可能性が考えられる。

このほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から11年3月まで

平成11年3月に内定をもらっていた会社から年金手帳の提出を求められたので、父親が区役所で私の国民年金加入手続を行い、年金手帳を発行してもらった。その際、遡って学生免除の手続はできないが、遡って納付できることを聞いたので金額を算出してもらい、同年3月から同年5月頃に、父親が20万円から30万円ぐらいの保険料を金融機関で納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は、平成11年3月に区役所で申立人に係る国民年金加入手続を行い、同年3月から同年5月頃に1枚の納付書により20万円から30万円ぐらいの保険料を遡って一括納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は同年3月に付番されており、国民年金被保険者資格取得日は、申立人が20歳に到達した8年*月*日とされていることから、申立人が主張するとおり、11年3月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、遡って申立期間の被保険者資格を取得していることは確認できる。

しかしながら、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、平成8年11月から9年1月までは既に2年の時効が成立しており、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、加入手続時期において、時効成立前で保険料を納付することが可能であった申立期間のうち、平成9年2月から11年3月までについては、その納付時期により、納付先、納付可能期間及びこれに伴っての保険料額が異なることとなるところ、申立人及びその父親の記憶する納付時期及び保険料額は必ず

しも明確であるとは言えないことから、申立人の主張する納付方法及び納付金額について、その確からしさを確認することは困難である。例えば、納付時期が同年3月又は同年4月であったとすると、9年2月又は同年3月から10年3月までは過年度保険料となるため国庫金として国に納付することとなり、同年4月から11年3月までは現年度保険料となるため市に納付することとなることから、1枚の納付書では保険料を一括納付することはできない。

さらに、父親が申立期間の保険料を一括納付したとする時期（平成11年3月以降）になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。また、当該期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められるが、還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年8月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行ったこともあり、なぜ私の所持する国民年金手帳の生年月日が実際の生年月日の1年前の日とされていたかは分からないが、国民の義務として母親が申立期間の保険料を納付していたことは、国民年金手帳が証明している。

私の場合は「消えた年金」ではなく、還付決議され請求権が時効消滅しているとのことだが、そのような還付については一切連絡が無く、一方的に消えたこととされているのはどういうことか不思議である。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認め年金記録の訂正を行い、年金額を計算し直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が婚姻(昭和43年12月)後に母親から渡されたとする国民年金手帳によると、申立人の生年月日は、「昭和20年*月*日」と記載され、強制加入被保険者として「昭和40年*月*日」に国民年金被保険者資格を取得したとされているとともに、申立期間に係る保険料については、「国民年金印紙検認記録」欄に検認印が押されていることから、申立期間当時、申立人は国民年金被保険者とされており、申立人の主張するとおり、申立期間の保険料が納付されていたことは確認できる。

しかしながら、申立人に係る戸籍によると、申立人の生年月日は、国民年

金手帳に記載されている生年月日より1年遅い「昭和21年*月*日」であることが確認できることから、同手帳記載の生年月日は誤りであり、申立期間は20歳前の期間である。国民年金法では、加入対象者とされるのは20歳（申立人の場合は昭和41年*月。）以降であることから、制度上、申立人は、申立期間に国民年金の被保険者となり得ない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和59年7月27日付けで、当初の「昭和40年*月*日」から、申立人が本来20歳に達する「昭和41年*月*日」に訂正が行われ、申立期間は未加入とされているが、上記のことから、その事務処理は不適切とは言えない。

- 2 前記1のように、国民年金被保険者資格取得日の訂正が行われて未加入とされた期間の保険料が納付されていた場合、当該保険料については、原則は過誤納として還付されることとなる。申立期間の保険料については、最終的に平成8年7月にオンライン処理での還付決議（還付する旨の決定）までは行われているものの、還付請求書の未提出により、保険料が申立人に対し還付されていないことが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料の還付を受ける権利の時効の起算日については、還付の請求をすべき旨の通知（還付請求書）が被保険者に到達した日の翌日とされており、通知の到達日の翌日から2年を経過した場合は、還付請求権は時効により消滅するところ、申立人に対しては、少なくとも被保険者資格の訂正が行われた昭和59年7月及びオンライン処理での還付決議が行われた平成8年7月の時点で、申立期間に係る還付請求書が発送されていたものと考えられることから、オンライン処理での還付決議が行われた後2年を経過した頃に還付請求権は時効により消滅したとみるのが相当である。

また、申立人は、「保険料の還付について一切連絡が無かった。」としているが、申立人の住民票によると、昭和43年11月以降現在まで同一住所地に居住しており、オンライン記録によると、複数回にわたり保険料を過年度納付していることが確認できる。申立人は、これら過年度納付に関する納付書については入手できていたことを勘案すると、郵便送達のトラブルにより申立期間に係る還付請求書が届かなかった可能性は低く、申立期間の保険料が還付されることを知り得た状況であったとみられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、国民年金保険料の納付記録については、納付期間が20歳前の期間であるため、制度上、記録訂正することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められるが、還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

夫が年金の受給申請を行うときに社会保険事務所(当時)に同行し、私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料の納付記録が無く、そのうちの昭和58年2月及び同年3月の保険料については還付されているとの話を聞いた。

会社退職後(昭和52年7月)に国民年金に加入して以降、保険料を未納としたことはなく、申立期間の保険料については毎年1年度分ずつまとめて前納したはずである。還付されているとの説明を受けた保険料については、還付してもらった覚えは無い。

申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料について、郵便局の窓口で納付したのか、銀行の窓口で納付したのか定かではないとしているなど、申立期間の保険料の納付場所についての記憶が曖昧である上、納付金額についての記憶は無いとしていることから、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳、オンライン記録及びA市の記録のいずれにおいても、申立人は、昭和52年7月に任意で取得した国民年金被保険者資格を58年2月5日に一旦喪失したとされており、その後、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは、制度改正により、被用者年金加入者の被扶養配偶者が第3号被保険者として強制加入対象となった61年4月とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を

納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金被保険者資格喪失後の期間（未加入期間）について保険料の納付があった場合、当該保険料は還付されることとなるところ、申立人は、国民年金被保険者資格喪失後となる昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の保険料が還付されているとの説明を社会保険事務所で受けたが、この還付を受けた覚えは無いとしている。しかし、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、還付整理簿及びA市の記録のいずれにおいても、一旦納付された同年 2 月及び同年 3 月の保険料が還付されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳及び還付整理簿に記載されている還付金額（1 万 440 円）は、同年 2 月及び同年 3 月の保険料額とも一致しているなど、事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立人が同年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの期間、平成2年7月、同年8月、7年6月から同年9月までの期間、8年4月、同年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年3月まで
② 平成2年7月及び同年8月
③ 平成7年6月から同年9月まで
④ 平成8年4月及び同年5月
⑤ 平成8年7月

私は、婚姻後に会社を退職（昭和61年12月）した後、A市役所Bセンターで国民年金の加入手続を行い、夫が同センターで夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、夫は何度か転職をしたが、その都度、夫が同センターで私の国民年金の手続を一緒に行い、夫婦二人分の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に会社を退職（昭和61年12月）した後、A市役所Bセンターで国民年金の加入手続を行い、申立期間②から⑤までの加入手続を行ったとする夫は、自身が転職する都度、同センターで夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとすることから、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年10月14日に夫婦連番でA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行わ

れ、この加入手続において、資格取得日を遡って、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した61年12月21日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①については、過年度納付することが可能ではあったものの、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、同市役所Bセンターで過年度納付することはできなかったものとみられる上、夫は、遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②から⑤までについては、オンライン記録の申立人の被保険者記録照会（配偶者）によれば、申立期間②の第1号被保険者種別変更届が平成2年8月22日、申立期間③の第1号被保険者種別変更届が7年7月14日、申立期間④の第1号被保険者種別変更届が8年7月18日、申立期間⑤の第1号被保険者種別変更届が同年10月1日に事務処理されていることが確認できる。この申立期間②から⑤までの第1号被保険者種別変更届が事務処理された時期を基準とすると、申立期間②から⑤までの期間はそれぞれ現年度納付することが可能であったものの、夫は、保険料は国民年金の手続後、その都度、A市役所Bセンターで納付していたとしており、同センターでは、保険料の収納業務は行っていなかったとしていることから、夫が申立期間②から⑤までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、オンライン記録及びA市が保管する国民年金全件リストのいずれにおいても、申立人及びその夫の申立期間の保険料については、全て未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年3月までの期間、平成2年7月、同年8月、7年6月から同年9月までの期間、8年4月、同年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から62年3月まで
② 平成2年7月及び同年8月
③ 平成7年6月から同年9月まで
④ 平成8年4月及び同年5月
⑤ 平成8年7月

私は、会社退職（昭和61年1月）後、A市役所Bセンターで国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も同センターで納付したと思う。婚姻（同年12月）後は、私が妻の保険料と併せて二人分の保険料を同センターで納付したと思う。その後、何度か転職をしたが、その都度、私が同センターで妻の国民年金の加入手続を一緒に行い、夫婦二人分の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和61年1月）後、A市役所Bセンターで国民年金の加入手続を行い、保険料も同センターで納付したと思うとしているほか、申立人は、婚姻（同年12月）後、転職する都度、同センターで夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立人は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年10月14日に夫婦連番でA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形

跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した61年1月31日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年1月から同年6月までの保険料は時効により納付することはできず、同年7月から62年3月までの保険料は過年度納付することが可能ではあったものの、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、同市役所Bセンターで過年度納付することはできなかったものとみられる上、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②から⑤までについては、オンライン記録の妻の被保険者記録照会（配偶者）によると、申立期間②の第1号被保険者種別変更届が平成2年8月22日、申立期間③の第1号被保険者種別変更届が7年7月14日、申立期間④の第1号被保険者種別変更届が8年7月18日、申立期間⑤の第1号被保険者種別変更届が同年10月1日に事務処理されていることが確認できる。このことから、申立人は妻の第1号被保険者種別変更届の事務処理された日に併せて国民年金の加入手続も行われたものと推認される。この妻の申立期間②から⑤までの第1号被保険者種別変更届が事務処理された時期を基準とすると、申立期間②から⑤までの期間は、それぞれ現年度納付することが可能であったものの、申立人は、保険料は国民年金の加入手続後、その都度、A市役所Bセンターで納付していたとしており、同センターでは、保険料の収納業務は行っていなかったとしていることから、申立人が申立期間②から⑤までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、オンライン記録及びA市が保管する国民年金全件リストのいずれにおいても、申立人及びその妻の申立期間（妻については、昭和61年1月から同年11月までの厚生年金保険被保険者期間を除く。）の保険料については、全て未納とされており、これらの記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 12 月に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。加入当初の国民年金保険料は、私が金融機関に納付していた。途中からは、元夫の銀行口座から夫婦二人分を口座振替で、口座振替できないときは送付されてきた納付書で元夫が私の保険料と一緒に納付してくれていたはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする元夫は、申立期間当時の保険料は、申立人と一緒に口座振替で納付し、口座振替できないときは送付されてきた納付書で納付していたとしているものの、申立期間の保険料の納付時期、納付対象期間及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 B 区役所で任意加入被保険者として昭和 46 年 12 月 9 日に資格取得したことが確認できる。同市が保管する国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）を見ると、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の納付方法は、元夫と一緒に口座振替で納付していたことが確認できる上、国民年金被保険者台帳では、申立人及びその元夫共に申立期間①及び②の摘要欄には「納付

書送付」、「被保険者通知」と記載されていることから、申立期間③についても同様に納付書が送付されたものと推認される。このことから、申立期間の保険料は、申立期間当時、何らかの理由により口座振替がなされず未納とされたものとみられ、申立人の申立期間の保険料を一緒に口座振替で納付したとする元夫も申立期間は未納とされており、元夫が送付されてきた納付書で申立人と一緒に納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同市の申立人及びその元夫の国民年金被保険者名簿の検認記録欄の申立期間も未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、元夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月から同年6月頃に、A市B区役所で住民票の届出をした際、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、同居していた妻が自宅に来ていた集金人に納付していたと思う。加入してから保険料を未納にしたことはなかったはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から同年6月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が自宅に来ていた集金人（国民年金推進員）に納付していたと思うとしており、その妻に聴取しようとしたところ、申立人は、「妻は、当時の納付方法のことについては覚えていないので聴取する必要はない。」としている上、申立人も、加入後に交付される年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額については覚えていないとしているほか、同市では、37年10月から集金人（国民年金推進員）による保険料の集金を開始したとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日にA市B区役所で妻と連番で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って国民年金制度発足当初の36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったとみられることから、妻は申立人の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの保険料は、時効により納付することはできない上、申立期間のうち、同年4月から41年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、妻が保険料をまとめて金融機関に納付した記憶は無く、保険料は全て集金人に納付していたとしているが、同市では、過年度保険料は、集金人（国民年金推進員）は取り扱っておらず、妻も申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3184 (事案 360 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月まで

平成 20 年 8 月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、申立期間の保険料は、母親が A 市の町内会の集金人に納付していた。母親が不在のときには、私が私と母親の保険料を集金人に納付したこともあった。挙式 (昭和 40 年 10 月) 後、母親が妻に「あなたも国民年金を掛けていたのね。」と言ったことを妻が覚えているので、母親は私の保険料をきちんと納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期 (昭和 40 年 12 月 11 日) を基準とすると、申立期間のうち、36 年 9 月から 38 年 9 月までの保険料は時効により納付することができないこと、ii) 前述の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年 10 月から 40 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、A 市では、過年度納付は町内会で取り扱っていなかったと回答していること、iii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初に申し立てたとおり、母親が申立期間の国民年金保険料を A 市の町内会の集金人に納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期 (昭和 40 年 12 月 11 日) を基準とすると、申立期間のう

ち、38年10月から40年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、母親が金融機関等で保険料をまとめて納付した覚えは無いとしており、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年3月まで

申立期間当時、私は、学生で詳細はよく覚えていないが、私が20歳（昭和47年*月）になった頃、父親がA村役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は同村役場かB農協で納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しているほか、申立人は、父親がA村役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料は同村役場かB農協で納付してくれていたと思うとしているものの、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の15年3月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳（昭和50年4月1日から使用）に国民年金手帳記号番号の記載が無いこと、及びA村において、申立期間に係る申立人の加入及び納付記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、父親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年1月までの期間、57年1月から59年9月までの期間及び62年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月から56年1月まで
② 昭和57年1月から59年9月まで
③ 昭和62年12月から63年3月まで

時期ははっきり覚えていないが、A社会保険事務所(当時)から国民年金保険料の納付書が数回送付されてきた。私は、20歳代後半に妻と同社会保険事務所に行き申立期間の保険料を一括納付したことを覚えているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った覚えは無いが、その当時、保険料は未納にしており、A社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が数回送付されてきたので、20歳代後半に同社会保険事務所で申立期間の保険料を一括納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付対象期間については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和55年*月頃にB市で行われ、この加入手続の際に、資格取得日を20歳到達時である同年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。申立人は、20歳代後半に納付したとしており、この納付したとする頃は、申立期間①の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持す

る年金手帳の資格得喪に係る記録を見ると、申立人が申立期間②及び③に国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない上、いずれの記録も申立人は、昭和55年*月*日に資格取得し、56年2月12日に資格喪失したとされおり、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。このため、申立期間②及び③は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6516（事案3749の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から46年3月1日まで
② 昭和47年8月1日から50年3月1日まで
③ 昭和50年3月26日から平成7年12月31日まで

私は、昭和49年9月から50年8月までの期間において、A社で技術習得するため、同社のB国現地法人から日本に一時帰国していた。その期間については、同社の海外事業課が給与を支給していたはずなので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料は無いが、A社に在籍していながら厚生年金保険料が控除されていないことが納得できないので、前回申し立てた期間を含む同社及び同社に在籍した全ての期間について再申立てをした。特に、前回申し立てた昭和49年9月12日から50年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年8月10日までの期間については、給料から保険料を控除されていたと思う。同年3月は厚生年金保険の被保険者として記録があり、その前後の49年9月から50年8月までの期間の給与額は同じ額だったと記憶している。再度調査の上、申立期間について、A社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 前回の申立期間（今回の申立期間②のうち、昭和49年9月12日から50年3月1日までの期間及び申立期間③のうち、同年3月26日から同年8月10日までの期間）については、申立人から提出されたパスポートの渡航記録及び当該期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、当該期間当時、申立人が同社のB国現地法人から一時帰国して同社で研修を受けていたことは推認できるものの、
i) 複数の同僚の証言では、申立人の同社での勤務期間が特定できないこと、
ii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間におい

て整理番号に欠番が無いこと、iii) 同社は、申立期間当時の給与台帳等が保存されておらず、申立人の保険料控除の取扱いについて確認できないと回答していること、iv) 申立人が同年3月1日から同年3月26日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることについて、同社は、「申立人が体調を崩すなど、健康保険証が要る状況となり、自社で健康保険組合を持っていたこともあり、一時的に取得させたのかもしれない。」と回答していること、v) 同社のB国現地法人の元役員は、「一度、従業員扱いにして給与を出したが、すぐに誤りに気付いて、B国からの出向扱いに戻したのではないか。」と証言していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 これに対し、申立人は、「今回、新たな資料は無いが、A社に在籍しているながら厚生年金保険料が控除されていないことに納得できないので、前回申し立てた期間を含むA社に在籍した全ての期間について、再度申し立てる。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、A社の当時の同僚（海外事業課のB国担当者）は、「A社がB国に現地法人を作った頃（昭和38年6月）、出向者は現地法人に即時転籍となり、年金もすぐやめさせていた。」と証言している。

また、申立人と同時期にB国へ出向した別の同僚は、「昭和38年10月か11月初め頃、申立人とB国へ出向した。その時は、自分は出向元のC社でなくA社に在籍が変わったとばかり思っていたが、年金記録を見てC社のままであることに驚いた。結果的に、A社に転籍していたら、その時点で年金が切られていたのでC社でよかった。」と証言している。

- 3 申立期間②については、A社の当時の同僚は、「昭和47年8月以降、申立人の記録が切れたのは、申立人が現地の女性と結婚して子供もでき、生活の基盤をB国に移したので、その後ずっと現地で暮らしていけるように、出向者から現地採用扱いとして転籍させた。日本の会社に籍があるままだと業務命令等で帰国させられることもあるかもしれないと考えた当時の会社の温情だった。」と証言している。

- 4 申立期間③については、申立人の主張等により、技術習得のため一時帰国していた申立人がB国へ戻り、同国の現地法人に勤務していた期間であると考えられるところ、上述した複数の同僚からは、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る証言が得られない。

- 5 このほか、A社は、上述のとおり、当該期間当時の給与台帳等を保存していないと回答しており、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年4月1日まで
② 昭和26年4月1日から28年4月1日まで
③ 昭和28年4月1日から30年5月1日まで

私は、申立期間①、②及び③について、それぞれA社、B社及びC事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社の所在地、業務内容等を詳細に記憶していることから判断すると、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和38年8月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、既に解散しており、同社の事業主及び役員は既に他界しているか本人が特定できない上、申立人は同社における同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務時期及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、B社における同僚の証言から判断すると、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、既に解散しており、商業登記簿に記載されている代表取締役及び取締役は既に他界しているため、申立人の勤務時期及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得

している同僚は、「申立人の勤務期間は1年ぐらいで短かったと思う。私は、働き始めてから約1年後に資格取得しており、当時は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかったことを覚えている。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間③について、申立人がC事業所の所在地、当時の事業主の氏名及び業務内容を詳細に記憶していることから判断すると、時期は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、C事業所は、昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所であった記録は確認できない。

また、C事業所の所在地を管轄する法務局に同事業所の商業登記の記録は確認できず、当時の事業主も特定できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶しているC事業所の同僚は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚と同一日に被保険者資格を取得している複数の同僚は、いずれも「厚生年金保険に加入する時、会社から説明があり、その前の時期は被保険者になっていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月頃から52年3月頃まで

私は、大学卒業後にA社で働いた。正社員だったかアルバイトだったかは記憶していないが、年金手帳をもらった記憶はあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月15日から52年3月25日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の事務担当者は、「申立期間当時の資料は残っていないが、アルバイトは厚生年金保険には加入させず、正社員でも、半年以上の試用期間を設けていたため、入社してすぐに厚生年金保険に加入させることはなかったと聞いている。」と証言している。

また、申立人を記憶している同僚は、「申立人はアルバイトだったと思う。」と証言しており、別の複数の同僚は、「A社では、正社員でも試用期間を設けており、厚生年金保険への加入は試用期間経過後だった。」と証言している。

さらに、申立期間前後においてA社での雇用保険の記録が確認できる同僚7人のうち、1人は雇用保険の資格取得日から8か月後、他の6人はいずれも1年以上たってから厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月21日から同年8月5日まで
② 昭和47年7月7日から49年6月1日まで
③ 昭和57年3月16日から59年4月1日まで

私は、A社に昭和41年4月から59年春頃まで勤務した。妻の体調が悪く時々休むことはあったが、一度も退職はしていない。また、申立期間①において国民年金に加入した記録があるが、私は、国民年金の保険料を支払った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「昭和48年以前の厚生年金保険関係の書類は既に無く、当時の事務手続など、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②の一部期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者記録があり、当該被保険者期間が2年以上の同僚のうち、半数近い者に、申立人と同様に被保険者期間の空白が確認できるところ、このうちの一人は、「当時の給与は歩合制であり、仕事が無いと保険料が払えなかったため、一旦、社会保険から脱退し、その後、仕事が入りだすと社会保険に再度加入した。このため、私の年金記録にも空白期間がある。」と証言していることから、同社では、当時、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和57年3月15日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の3度目の資格喪失日と一致している上、同社から提出された健康保険厚生年金保険

被保険者資格喪失確認通知書によると、当該3度目の資格喪失に係る届出は、同年3月25日に社会保険事務所（当時）で受け付けられていることが確認できる。

なお、申立期間のうち、国民年金の加入記録が確認できる期間について、申立人は、保険料を支払った記憶が無いと主張しているところ、昭和43年6月3日にB市で国民年金手帳記号番号を妻と連番で払い出されていることから、申立人自身ではなく、その妻が当該手続等を行った可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月30日から同年10月1日まで

私は、A社で昭和32年11月の入社から途中退職することなく、38年10月まで継続して勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、勤務期間の途中である昭和34年6月30日から同年10月1日まで空白となっている。調査をして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び同僚の証言により、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは推認できる。

一方、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、同社B支店にて申立人と同じ業務に従事していたと考えられる上司及び同僚の3人について、いずれも申立人と同様に昭和34年6月30日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同資格を再度取得した旨の届出が行われていることが確認できる。

また、当該上司及び同僚の3人のうち2人は既に他界し、1人は申立期間に係る保険料控除等の記憶が曖昧であり、申立人と同様に当該上司及び同僚3人は、いずれも申立期間に係る被保険者記録が確認できない。

さらに、当時の事業主は既に他界している上、A社は、「申立人とB支店の従業員4人について、申立期間に係る被保険者資格を喪失させる旨の届出を行った理由は不明である。また、当時の賃金台帳など、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から45年6月まで

平成22年7月頃にねんきん特別便を受け取って、A事業所在職中の全期間の標準報酬月額が私の記憶している金額の半分であったので驚いた。私は、同事業所で部品の製造をしていた。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間前後に同事業所において被保険者記録が確認できる複数の同僚の記録と比較しても、申立人の記録に限った不自然さは見受けられない上、申立人が同級生として名前を挙げた同僚の記録と比較しても、申立人の記録と大きな差異は見受けられない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立人の標準報酬月額に遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月15日から同年5月まで

A社の厚生年金保険被保険者期間は5か月間とされているが、同社を辞めた後、失業保険を受給した記憶がある。失業保険は5か月間では受給できないと思うので、申立期間も同社に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずだ。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている厚生年金保険の資格喪失日（昭和37年2月15日）は、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立人が申立期間に当社に勤務していたかについて、確認できる資料は無く、不明である。」と回答している。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、証言が得られた複数の同僚は、いずれも、「申立人を知らない。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

なお、申立人は、A社を辞めた後、失業保険を受給したとする記憶を申立ての根拠としているものの、雇用保険の記録によると、申立人の同社勤務以前の期間に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月から9年3月まで
② 平成9年4月から同年6月まで

A社及びB社（両社の事業主は兄弟で、実質的に同一事業所。）で勤務していた時の給料は、固定給が70万円で、歩合給と合算すると150万円ぐらいだった。しかし、申立期間の標準報酬月額が30万円と記録されており、当時支給された給料と比較して著しく低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社及びB社の給料は、固定給が70万円で、歩合給と合算すると150万円ぐらいだった。」と主張しているところ、A社の元事業主（現在は、B社の取締役で、同社会長。）は、「確認できる資料は無いが、当時、申立人は役員であったので、給与額は、申立人が主張しているとおりの額を支給していたと思う。」と証言している。

しかし、上記の元事業主によれば、「はっきりとした記憶は無いが、申立期間①当時、A社として役員の報酬を歩合制にして、基本給を30万円にしようという話になり、厚生年金保険の標準報酬月額を減額した記憶がある。同社も関連のB社も、役員の標準報酬月額は30万円にする旨届け出たと思う。私や弟（B社の事業主）については、その減額を届け出た標準報酬月額（30万円）に見合う保険料を給与から控除していたと思うので、当時、役員であった申立人についても、同じ扱いだっただと思う。」と証言している。

また、B社は、「当時の資料は無く、詳細は不明。」と回答している上、申立人と同様に標準報酬月額を減額されている事業主兄弟以外の役員及び当時の事務担当者とは連絡が取れないため、申立人の申立期間①及び②における

給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6524（事案2539の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から51年4月1日まで
前回の申立てについて、平成22年3月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。
しかし、前回の審議結果に納得ができない。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の同僚の証言により、A社では見習期間があり、申立期間当時は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いが必ずしも励行されていなかったことがうかがえること、ii) 同社は、申立期間に係る関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認できないこと、iii) 申立人の雇用保険の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致していること、iv) 申立人は申立期間において、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の審議結果に納得できない。申立期間については、厚生年金保険の適用事業所の従業員であり、当然被保険者であったはずである。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無いことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6525（事案3768の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から同年10月1日まで
② 昭和37年4月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から42年3月まで

前回の申立てについて、平成22年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、前回の審議結果に納得できない。新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、A社又はB社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚が記憶する業務内容と、申立人が記憶する両社の業務内容が一致していること、及びC社の事業主が証言する業務内容と、申立人が記憶する同社の業務内容が一致していることから、申立人が申立てに係る各社に勤務していたこととはうかがえるものの、i) 申立期間当時に各社で被保険者記録のある複数の同僚に照会を行うも、申立人を記憶している者がおらず、申立人の各社における勤務時期等が確認できないこと、ii) 各社の事業主等から申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6526

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月2日から同年8月1日まで
私が、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が、空白期間となっている。同社を途中退職した記憶は無いので、調査して記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所から提出された労働者名簿により、申立人は、昭和50年7月1日に同社を一度退職し、同年8月1日に再入社していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における初回の離職日は昭和50年7月1日、再取得日は同年8月1日とされており、当該記録は、オンライン記録の資格喪失日及び取得日と一致している。

さらに、上述の社会保険労務士事務所は、「申立期間当時は、A社から数か月ごとに賃金台帳を提出してもらい、給与から社会保険料を始めとする控除額の確認業務を行っていた。厚生年金保険の被保険者資格を取得していないのに、給与から保険料を控除することは無いと思う。」と証言している。

加えて、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料の保管が無いので、何も分からない。」と回答している上、申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から42年2月1日まで

私は、A社に昭和31年3月に高校を卒業後入社したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社以降継続して勤務し厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失している複数の同僚は、「申立人は学校を卒業してすぐにA社で勤務していた。」と証言していることから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「A社で勤務を始めた時期と厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は、一致していない。」と証言していることから、A社では、従業員は必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6528（事案4316の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月から33年5月まで
② 昭和33年6月から同年9月まで
③ 昭和43年2月から同年6月まで

前回の申立てについて、平成22年9月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、この判断には納得できない。今回、申立期間①、②及び③の事業所に係る同僚を思い出したので調べてほしい。勤務していたのは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) A社B支店は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 同社は、「申立人の在籍記録は、確認できない。また、支店及び事務所ごとに厚生年金保険の適用事業所の手続をしており、適用事業所となっていない支店及び事務所に勤務していた職員については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答していること、iii) 同社が加入していたC健康保険組合は、「申立期間①当時の資料は残存しておらず、申立人の組合員記録は確認できない。」と回答していること。また、申立期間②については、i) D社E支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 同社が加入していたF健康保険組合は、「申立期間②当時の資料は残存しておらず、申立人の組合員記録は確認できない。」と回答していること。さらに、申立期間③については、雇用保険の記録及びG社に勤務していた同僚の証言により、申立人は申立期間③において同社に勤務していたことが認められるものの、

i) 同社は、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している事業主も、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月15日付け年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社、D社及びG社の同僚を思い出した。間違いなく勤務していたので記録を認めてほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人は、A社、D社及びG社の同僚を思い出したとしているものの、姓のみを記憶している同僚については特定することはできない上、姓名について記憶している同僚は既に死亡しており、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

また、申立期間③について、G社の申立期間当時の事務担当者は、「社長以下数人は、G社の親会社であるA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していたが、G社の従業員のほとんどは、健康保険組合の加入のみで、厚生年金保険被保険者の資格は取得していなかった。」と証言している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月29日から37年7月15日まで
② 昭和37年9月1日から38年6月30日まで
③ 昭和38年8月31日から39年7月23日まで
④ 昭和39年8月31日から40年7月21日まで
⑤ 昭和40年8月31日から43年1月8日まで

私は、父親が所有する船舶に乗船していたが、申立期間について、船員保険の被保険者記録が無い。申立期間について、当該船舶に乗船していたことは、船員手帳で確認できるので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳及び同僚の証言により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人の父親が所有していた船舶に乗船していたことが認められる。

しかし、当該期間において申立人の父親が所有する船舶で船員保険の記録が確認できる同僚は、「当時は、船員手帳を持っていても、必ずしも船員保険に加入していたわけではなかった。申立人の申立期間に係る船員保険の加入時期については、船主である申立人の父親が決めていたと思う。」と証言している。

また、申立人は、「申立期間当時の自分の給料は、父親が管理していたのでもらった記憶が無く、給料から船員保険料を控除されていたどうかは、分からない。」と証言しているところ、申立人の父親は、既に死亡しており、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の父親が所有する船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、当該船舶は、昭和36年9月1日に船員保険の新規適用事業所となってお

り、申立期間①のうち、昭和36年8月29日から同年8月31日までの期間について適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、上述の船員保険被保険者名簿には、申立期間において被保険者番号に欠番は無い。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁が予めその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から45年2月20日まで
② 昭和53年2月1日から平成2年4月1日まで
③ 平成4年11月1日から5年10月31日まで

申立期間①について、A社で事業主の立場にあったが、厚生年金保険被保険者資格は昭和45年2月20日からとなっている。また、申立期間②及び③について、それぞれ40万円及び60万円の給与が支給されていたが、標準報酬月額は17万円及び28万円となっている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の商業登記簿によると、申立人は、同社が昭和44年4月*日に法人登記された際、代表取締役役に就任していることが確認できる上、同社で45年2月20日に厚生年金保険被保険者資格の取得記録がある従業員は、「私が昭和42年に入社した時には、申立人は、A社の経営者として既に働いていた。」と証言していることから、申立人は、当該期間当時、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社は、昭和45年2月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、「A社とは別の事業所も興していた。」としているところ、当該別の事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和45年2月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上述の従業員を含めた従業員7人のうち、連絡の取れた2人は、申立期間①に係る給与明細書等を保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についても証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③について、申立人は、「給与額は40万円及び60万円であった。」と主張しているが、A社は、既に解散しており関連資料等が無く、代表取締役であった申立人も、当該主張を確認できる資料等を保管していないことから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間②及び③当時に事務担当者であった従業員は、当時のA社における社会保険に関する取扱いを記憶していないと証言している。

このほか、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から41年2月2日まで

A社からは何の説明も無く、また、退職後は専業主婦となり年金の知識もなかった。脱退手当金をもらっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和41年6月20日に支給決定されており、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示と裁定日と推測される「41. 5. 19」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から37年9月4日まで
② 昭和37年10月20日から38年5月1日まで
③ 昭和38年8月19日から42年10月1日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

第1回目の脱退手当金の支給期間である申立期間①及び②については、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退支給」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和38年7月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

第2回目の脱退手当金の支給期間である申立期間③については、当該期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び領収書に、申立人の署名及び押印があるほか、当該裁定請求書には、「当地支払済43.3.4」の押印がある上、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間について申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月4日から26年10月1日まで

当時は、脱退手当金という制度について知らなかったし、脱退手当金を受け取ったという記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月後の昭和27年4月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月4日から32年4月26日まで
② 昭和35年2月6日から38年6月11日まで

私は、年金を受給する際、社会保険事務所（当時）の人から「2社については、脱退したことになっている。」と言われたが、脱退した記憶は無いので、おかしいと思っていた。今回、日本年金機構から確認のはがきをもらったので調査の上、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理については、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を受給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 A」の表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間について脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年8月15日まで
② 昭和31年6月18日から33年2月2日まで
③ 昭和36年1月4日から39年5月27日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取ったとされているが、請求の手续をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月2日の前後2年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たす41人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、28人に支給記録が確認でき、このうち26人について資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和33年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間③について、申立人のB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭

和39年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないかがえない。

また、申立人は、昭和41年11月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間③と重複する36年4月から39年5月までであることを踏まえると、その時点で申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

このほか、申立人から聴取しても申立期間①、②及び③について、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年9月2日まで
② 昭和39年9月1日から42年4月26日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年8月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月5日から46年1月1日まで
② 昭和47年2月17日から52年5月25日まで

私は、日本年金機構から、「私の年金加入記録に結びつく記録がある。」との通知をもらった。その記録について調べてもらったところ、脱退手当金が支払われているとの返事が届いた。

私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同支給決定伺によれば、同裁定請求書は昭和57年1月19日にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同時に旧姓から新姓に変更するための氏名変更届が提出されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を含む裁定原義書類には全て「支払 57.3.19 A社会保険事務所」の印がある上、脱退手当金支給決定伺に記載されている支給額は、オンライン記録と一致しており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。